



読売株価指数（読売 333）ルールブック

2025年3月3日

目次

はじめに	2
1. 定期入替とウェイト調整	2
1.1 定期入替日	2
1.2 定期入替基準日	2
1.3 定期入替の公表	2
1.4 ウェイト調整日	2
1.5 ウェイト調整基準日	2
2. 銘柄選定	3
2.1 用語の定義	3
2.2 銘柄選定母集団	3
2.3 定期入替における銘柄選定	6
2.4 期中での銘柄補充	7
3. 指数構成銘柄の保有方法	8
3.1 組入ウェイトの決定方針	8
3.2 指数構成銘柄の組入株数と組入比率	10
4. 指数の臨時入替	11
4.1 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い	11
4.2 銘柄の除外	11
5. 指数の計算	13
5.1 指数の基準日と基準値、公表開始日	13
5.2 指数時価総額の計算	13
5.3 指数値の計算	13
5.4 資本異動時の修正	15
指数に関するディスクレイマー	17
本資料に関するディスクレイマー	17

はじめに

本資料では、株式会社読売新聞東京本社が公表する読売株価指数（読売333）に関する算出方法等を示す。

1. 定期入替とウェート調整

1.1 定期入替日

定期入替日は年1回、11月最終金曜日の翌営業日とし、定期入替日の前営業日の引け後に実施する。

1.2 定期入替基準日

定期入替基準日は、定期入替日の同年10月15日¹（休日の場合は前営業日）とする。定期入替基準日時点のデータを用いて計算した結果をもとに、定期入替後の構成銘柄と指数組入株式数が決定される。

1.3 定期入替の公表

原則として読売新聞社のホームページ上で、定期入替日の同年11月第1営業日の16時頃(東京時間)に定期入替について公表する。ただし、突発的な事象や直前まで情報が確定できない場合にはこの限りではない。

1.4 ウェート調整日

ウェート調整日は年3回、2、5、8月最終金曜日の翌営業日とし、ウェート調整日の前営業日の引け後に実施する。

1.5 ウェート調整基準日

ウェート調整基準日は、ウェート調整日前営業日の前月最終営業日とする。ウェート調整基準日時点におけるデータを用いて計算した結果をもとに、ウェート調整日後の構成銘柄と指数組入株式数が決定される。

¹ 2006年11月の定期入替以前の定期入替基準日は定期入替日の同年10月最終営業日とする。

2. 銘柄選定

2.1 用語の定義

- 浮動株調整時価総額

浮動株調整時価総額は、投資家が実際に投資対象としている株式数を反映させるために、以下の計算式によって算出される。

$$\text{野村コンポジット株価} \times (\text{指数計算用発行済株式数} - \text{安定持株式数})$$

- 野村コンポジット株価

野村コンポジット株価は、直近 60 営業日の値付き率と出来高をもとに、その銘柄が適正に値段付けされていると考えられる取引所を選定し、その取引所における株価を指す。取引所の選定は原則として日次で行う。株価は次の優先順位で採用される。

$$\text{採用取引所の約定価格(注)} > \text{採用取引所の基準値段} > \text{前営業日の野村コンポジット株価}$$

(注)気配引けの場合は最終気配値を採用する。

- 指数計算用発行済株式数

指数計算用発行済株式数は、後述する「5.4 基準時価総額の修正」に従って、株式数変化を反映させた発行済株式数を指す。

- 安定持株式数

安定持株式数は、大株主データ、有価証券報告書の保有有価証券明細表、取引所や企業が公表した情報(所報や目論見書など)を参考にして、安定して保有されていると推計された株式数を指す。

2.2 銘柄選定母集団

銘柄選定母集団（以下、「母集団」）は、定期入替基準日の直近 3 月末時点での国内金融商品取引所²の全上場銘柄のうち、定期入替基準日時点における浮動株調整時価総額³上位 98%に相当する銘柄群とする。ただし、株式移転や 2.1.1 に記載した臨時組入基準を満たす 4 月から 6 月の大型新規上場銘柄⁴は母集団に含み、また、定期入替基準日時点の以下の銘柄を除外する。

² 東京証券取引所、名古屋取引所、札幌取引所、福岡取引所。

³ 2001 年 11 月以前の定期入替では浮動株調整時価総額に関する条件は適用しない。

⁴ 4 月から 6 月の大型新規上場銘柄の追加は 2024 年 11 月の定期入替から適用される。

- 普通株以外の株式

原則として普通株のみを対象とする。ただし、特に必要と認められた場合にはその限りではない。

- 整理銘柄

整理銘柄に指定されている銘柄は母集団に加えない。

- 監理銘柄⁵

監理銘柄(審査中)または監理銘柄(確認中)に指定されている銘柄のうち、定期入替直前の指数構成銘柄でないものは母集団に加えない

- 公開買付対象会社⁶

公開買付対象会社となっている銘柄は、以下の全ての条件を満たす場合に母集団から除くことができる。

- (1) 公開買付が成立している、又は、定期入替日までに終了する予定である。
- (2) 公開買付者が公開買付対象会社の発行済み株式数の全てを取得することを企図している。
- (3) 当該株式の全部取得と引換えに、公開買付者の株式、もしくは、金銭交付をすることが付議される予定であり、公開買付対象会社の賛同が得られている。

- 上場投信・不動産投資信託

- 外国株

日本市場で取引されているが、外国部に上場されている、あるいは、外国企業とみなされる銘柄は除く。

- その他

潜在株、ワラントやその権利は除く。

2.2.1 大型新規上場銘柄の母集団への組入

下表に定める各組入基準日において、対応する期間内に新規上場した銘柄のうち特に大型の銘柄は、対応するウェート調整または定期入替の時点で母集団に組み入れる。例えば7月末においては、同年の1-3月に新規上場した銘柄を対象として判定し、8月ウェート調整において母集団に組み入れる。ここで「特に大型の銘柄」とは、組入基準日における母集団の浮動株調整時価総額の累積割合上位85%内の最小値を上回る浮動株調整時価総額を持つ銘柄を指す。

⁵ このルールは2025年11月の定期入替から適用される。

⁶ このルールは2010年11月の定期入替から適用される。

大型上場銘柄の母集団組入判定タイミング

上場日	母集団への組入基準日	母集団への臨時組入対象イベント
1-3月	同年7月末	同年8月ウェート調整
4-6月	同年10月15日（定期入替基準日）	同年11月定期入替
7-9月	翌年1月末	翌年2月ウェート調整
10-12月	翌年4月末	翌年5月ウェート調整

2.3 定期入替における銘柄選定

「2.1 銘柄選定母集団」の中から、「リバランスバンド」を考慮した上で、まず流動性スクリーニングとして直近 60 営業日平均売買代金上位銘柄を抽出し、その中から時価総額スクリーニングとして直近 20 営業日平均浮動株調整時価総額⁷上位 333 銘柄を選定する⁸。

2.3.1 リバランスバンドを考慮した銘柄選定

銘柄入替を抑制するため、既採用銘柄の採用基準を緩和した優先採用ルールを適用する。具体的には、以下の流動性スクリーニング及び時価総額スクリーニングにより銘柄選定する。

流動性スクリーニング

母集団に含まれる銘柄を直近 60 営業日平均売買代金で順位付けした上で、以下の(1)または(2)に該当する銘柄を選定する

- (1) 上位 500 銘柄
- (2) 上位 501 位から 600 位に含まれる既採用銘柄

時価総額スクリーニング

流動性スクリーニングで選定された銘柄の中から、以下の手順によって指数構成銘柄を採用する。

- (1) 直近 20 営業日平均浮動株調整時価総額上位 250 銘柄を採用
- (2) 既採用銘柄に対して直近 20 営業日平均浮動株調整時価総額上位 251 位から 400 位に含まれる銘柄を直近 20 営業日平均浮動株調整時価総額の大きい順に 333 銘柄となるまで採用
- (3) (1)および(2)で採用された銘柄が 333 銘柄に満たない場合は、直近 20 営業日平均浮動株調整時価総額上位 251 位以下の未採用銘柄の中から、直近 20 営業日平均浮動株調整時価総額が大きい順に 333 銘柄となるまで採用

⁷ 定期入替基準日時点で推定された浮動株比率を用いて、以下の式により計算する。

$$\text{直近 20 営業日平均浮動株調整時価総額} = \text{定期入替基準日時点の浮動株比率} \times \text{過去 20 営業日平均浮動株調整前時価総額}$$

$$\text{浮動株調整前時価総額} = \text{野村コンポジット株価} \times \text{指数計算用発行済株式数}$$

ただし、平均値算出期間中に大きな資本異動があった場合にはそれを考慮した計算を行うことがある。

⁸ 「リバランスバンド」は 2025 年 11 月の定期入替から適用される。2002 年 11 月から 2024 年 11 月の定期入替では、「2.1 銘柄選定母集団」における直近 60 営業日平均売買代金上位 500 銘柄のうち、直近 20 営業日平均浮動株調整時価総額上位 333 銘柄を指数構成銘柄とする。2001 年 11 月以前の定期入替では、「2.1 銘柄選定母集団」における直近 60 営業日平均売買代金上位 500 銘柄のうち、直近 20 営業日平均浮動株調整前時価総額上位 333 銘柄を指数構成銘柄とする。

2.4 期中での銘柄補充

定期入替日以降に上場廃止などにより指数構成銘柄が減少した場合、直後にウェート調整基準日を迎えるウェート調整日に銘柄を補充する⁹。ウェート調整基準日時点での指数構成銘柄に4.2.1の基準に該当する整理銘柄が含まれる場合も、当該銘柄はウェート調整日まで指数から除外されることを踏まえ、同様に銘柄を補充する。その他、将来の上場廃止が予定されている銘柄等に関しては、事前アナウンスをもって特別対応を行うことがある。

補充銘柄は以下の手順で選定する。まず、直前の定期入替時の「2.1 銘柄選定母集団」に2.2.1の臨時組入基準を満たす大型新規上場銘柄を加えたものを対象母集団とする。ウェート調整基準日における対象母集団内での直近60営業日平均売買代金上位500位に含まれる未採用銘柄の中から、ウェート調整基準日時点の直近20営業日平均浮動株調整時価総額¹⁰の大きい順に指数構成銘柄が333銘柄となるまで採用する。

定期入替日以降に会社分割などにより指数構成銘柄が333銘柄を上回った場合は、原則、ウェート調整日における銘柄数調整は行わない。ただし、会社分割などの扱いについては4.1.3を併せて参照のこと。

⁹ 2025年2月のウェート調整から適用される。

¹⁰ 浮動株調整時価総額（野村コンポジット株価×指数計算用発行済株式数×浮動株比率）の過去20営業日の平均値とする。

3. 指数構成銘柄の保有方法

3.1 組入ウェートの決定方針

指数構成銘柄は、定期入替日には2.3により選定された銘柄、ウェート調整日にはウェート調整基準日の指数構成銘柄に2.4による補充銘柄を加えたものへと変化する。ただし、ウェート調整基準日に4.2.1の基準に該当する整理銘柄が組み入れられていた場合は、4.2.1によりウェート調整日には除外されることを考慮する。定期入替基準日、ウェート調整基準日（以下、本章では両者をまとめて「基準日」と呼ぶ）において原則等ウェートとなるように変更後の組入ウェートを計算する。ただし、回転率を抑制するため、ウェート変更前後の差に「ウェートバッファ」¹¹を考慮して組入ウェートを算出する。

なお、「基準日時点の指数構成銘柄」と基準日において考える「定期入替日やウェート調整日以降の指数構成銘柄」とを区別する必要がある際は、前者を「リバランス前の指数構成銘柄」、後者を「リバランス後の指数構成銘柄」と呼ぶ。

3.1.1 基準日時点のベースウェートの計算

以下の式で基準日における銘柄*i*の「基準化前ベースウェート_{*i*}」を定める：

$$\text{基準化前ベースウェート}_{i} = 1 \div \text{リバランス後の指数構成銘柄数}$$

3.1.2 リバランス前組入ウェートの計算

リバランス前の指数構成銘柄に対して、基準日において指数構成銘柄全体に占める銘柄*i*の時価総額ウェートを「リバランス前組入ウェート_{*i*}」とする：

$$\text{リバランス前組入ウェート}_{i} = \text{基準日時点の組入時価総額}_{i} \div \text{指数時価総額}^{12}$$

¹¹ 2025年5月のウェート調整から適用される。

¹² 「5.2 指数時価総額の計算」を参照。

3.1.3 ウェートバッファを考慮したリバランス後組入ウェートの計算

既採用銘柄については、銘柄*i*の「ウェートバッファ上限値_{*i*}」を「ベースウェート_{*i*}×1.1」、「ウェートバッファ下限値_{*i*}」を「ベースウェート_{*i*}×0.9」と定め、リバランス前組入ウェート_{*i*}をもとに「基準化前組入ウェート_{*i*}」および最終的な「組入ウェート_{*i*}」を計算する。

基準日時点の基準化前組入ウェート

リバランス後の指数構成銘柄に対して、銘柄*i*の「基準化前組入ウェート_{*i*}」を次のようにして決定する：

- (1) 銘柄*i*が新規採用銘柄である場合

$$\text{基準化前組入ウェート}_i = \text{ベースウェート}_i$$

- (2) 銘柄*i*が既採用銘柄でリバランス前組入ウェート_{*i*} > ウェートバッファ上限値_{*i*}である場合

$$\text{基準化前組入ウェート}_i = \text{ウェートバッファ上限値}_i$$

- (3) 銘柄*i*が既採用銘柄でリバランス前組入ウェート_{*i*} < ウェートバッファ下限値_{*i*}である場合

$$\text{基準化前組入ウェート}_i = \text{ウェートバッファ下限値}_i$$

- (4) その他の場合

$$\text{基準化前組入ウェート}_i = \text{リバランス前組入ウェート}_i$$

基準日時点の組入ウェート

基準日時点の基準化前組入ウェートをもとに、全構成銘柄の和が1となるように基準化したものを最終的な組入ウェートとする。ただし、その際、ウェートバッファに達した銘柄の組入ウェートは基準化前組入ウェート（＝ウェートバッファ）の値のままとし、その他の銘柄のウェートを比例調整することで全構成銘柄のウェートの和が100%となるように基準化する。

3.2 指数構成銘柄の組入株数と組入比率

リバランス後の指数構成銘柄に対して、基準日における銘柄 i の「組入時価総額 $_i$ 」、「組入株数 $_i$ 」、「組入比率 $_i$ 」を次のように計算する：

$$\text{組入時価総額}_i = \text{組入ウェイト}_i \times \text{一定値}^{13}$$

$$\text{組入株式数}_i = \text{組入時価総額}_i \div \text{野村コンポジット株価}_i$$

$$\text{組入比率}_i = \text{組入株式数}_i \div \text{指数計算用発行済株式数}_i$$

ここで「野村コンポジット株価 $_i$ 」、「指数計算用発行済株式数 $_i$ 」はそれぞれ基準日における銘柄 i の野村コンポジット株価、指数計算用発行済株式数を表す。

¹³ 本指数では 1 兆円とする。

4. 指数の臨時入替

4.1 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い

下記のルールを原則として、一時的な指数からの銘柄除外を防ぎ、連続的に組入れるよう処理を行う。

4.1.1 株式交換、吸収合併の場合

上場廃止になる完全子会社や被合併会社(以下、被合併銘柄)を上場廃止後も採用し、変更上場日(休日の場合は翌営業日)に除外する。上場廃止後の被合併銘柄の評価価格には、存続する完全親会社や合併銘柄の時価に割当比率(合併比率)を勘案した価格を用いる。また、存続する完全親会社や合併銘柄は、割当比率(合併比率)を考慮して変更上場日(休日の場合は翌営業日)に組入比率を変更する。

4.1.2 株式移転、新設合併の場合

事業承継される完全親会社や合併会社(以下、合併銘柄)が非上場でかつ短期間のうちに上場される銘柄については、合併銘柄の新規上場日(休日の場合は翌営業日)に被合併銘柄を除外する。上場廃止後の被合併銘柄の評価価格には上場廃止日前日の評価価格を用いる。また、合併銘柄は、新規上場日に採用する。ただし、合併銘柄が定期入替後の構成銘柄とならないことが明らかな場合は、合併銘柄を上場廃止日に指数から除外することがある。

4.1.3 会社分割、スピノフの場合

既採用銘柄において会社分割及びスピノフが発生した際には、分割及びスピノフされた銘柄を新規上場日に採用する。ただし、新規上場日以降に初めて到来したウェイト調整日において、分割及びスピノフされた銘柄が所定の時価総額基準を満たさない場合は、対応するウェイト調整日に当該分割及びスピノフ銘柄を除外する。

4.2 銘柄の除外

4.2.1 整理銘柄の指定

整理銘柄に指定された日(休日の場合は翌営業日)の4営業日後に除外する。ただし、複数の市場に上場されている銘柄の場合、いずれかの市場で整理銘柄に指定されていない場合は除外しない。

4.2.2 上場廃止

「4.1 株式交換、株式移転、合併などの取り扱い」に該当しない事由によって上場廃止になる場合には、上場廃止日に除外する。

4.2.3 母集団の定義に著しくそぐわなくなった場合

構成銘柄が「2.1 銘柄選定母集団」の定義に著しくそぐわなくなったと考えられる事由が発生した場合、当該会社、証券取引所、政府機関、または、規制当局の公式発表をもって除外することができることとする。ただし、銘柄を除外した後、定期入替基準日時点でその事由が取り下げられている場合には、母集団不適格を解除する。

5. 指数の計算

5.1 指数の基準日と基準値、公表開始日

基準日は1985年11月29日とし、基準日の指数値(基準値)は10,000円とする。

公表開始日は2025年3月24日(予定)。

5.2 指数時価総額の計算

指数構成銘柄に対して、各銘柄の組入時価総額の総和として指数時価総額を算出する：

$$\text{組入時価総額}_i = \text{野村コンポジット株価}_i \times \text{指数計算用発行済株式数}_i \times \text{組入比率}_i$$

$$\text{指数時価総額} = \sum_i (\text{組入時価総額}_i)$$

ここで、「野村コンポジット株価_i」、「指数計算用発行済株式数_i」、「組入比率_i」、「組入時価総額_i」はそれぞれ銘柄_iの野村コンポジット株価、指数計算用発行済株式数、組入比率、組入時価総額を表し、「 \sum_i 」は指数構成銘柄全体にわたって和をとることを表す。

5.3 指数値の計算

資本異動や構成銘柄の変更など、市況変動が要因ではない時価総額の変動により指数値が影響されることを防ぐため、基準時価総額を使って以下の通り計算される¹⁴。ここで、添え字 t は当日、 $t-1$ は前営業日を表す。

指数値の計算

- 配当除く指数

$$\text{基準時価総額}_t = \text{指数時価総額}_{t-1} + \text{修正時価総額}_t$$

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{指数時価総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

$$\text{指数値}_t = \text{指数値}_{t-1} \times (1 + \text{リターン}_t)$$

¹⁴ 「修正時価総額」は、指数構成銘柄の資本異動による時価総額の増減や構成銘柄の変更による時価総額の増減として計算される。また、「修正配当総額」は、予想配当と実績配当差異が生じた場合の予想配当と実績配当の差分として計算される。

- 配当込み指数

$$\text{基準時価総額}_t = \text{指数時価総額}_{t-1} + \text{修正時価総額}_t - \text{修正配当総額}_t$$

$$\text{リターン}_t = \frac{\text{指数時価総額}_t + \text{配当総額}_t}{\text{基準時価総額}_t} - 1$$

$$\text{指数値}_t = \text{指数値}_{t-1} \times (1 + \text{リターン}_t)$$

配当の反映方法

配当込み指数では、配当を配当落ち日に指数値に反映させる。ただし、配当落ち日には配当額が確定していないため、会社発表の予想配当(なければ東洋経済新報社の予想配当)を用いる¹⁵。後に予想配当と実績配当に差異が生じた場合には、決算発表の当月末営業日(決算発表が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。その他、配当調整が必要な場合は、その事実が把握された日の当月末営業日(事実が把握された日が月末営業日の場合は翌月末営業日)に基準時価総額の修正を行う。

¹⁵ このルールは 2011 年 12 月末決算期分から適用される。それ以前は配当落ち日に実績配当を用いた。

5.4 資本異動時の修正

基準時価総額の修正

基準時価総額の修正は、資本異動により市況変化によらない時価総額の増減が生じた場合や、構成銘柄の変更により時価総額の増減が生じた場合に行う(図表1参照)。ただし、株式分割、株式併合、額面変更など払い込みを伴わない資本異動では時価総額は不変であるため、基準時価総額の修正を行わない。

図表1：基準時価総額修正のタイミングと採用株価

	資本異動	修正日	採用株価
企業再編	株式移転、株式交換、合併	変更上場日	前日株価
	会社分割(分割会社)及びスピノフ	権利落日	使用しない ¹⁶
増資	株主割当	権利落日	発行価格
	新株予約権無償割当	権利落日	行使価額
	自己株式無償割当	権利落日	前日株価
	公募増資	払込期日の翌営業日(発行日決済取引の場合は新株式の上場年月日)	前日株価
	第三者割当増資	変更上場日の5営業日後	前日株価
	優先株の転換	転換株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	新株予約権付社債の権利行使 新株予約権の行使	権利行使された新株数が把握された日の月末営業日	前日株価
	会社分割(承継会社における新株式発行分)	変更上場日	前日株価
減資	自己株式消却	自己株式が消却された日の翌月末営業日	前日株価
	割当失権	割当失権が公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価
	有償減資	効力発生日	前日株価
その他	その他調整	基準時価総額の修正が必要なその他調整が所報で公表された日の月末営業日(月末5営業日以降に公表された場合は翌月末営業日)	前日株価

出所: NFRC

¹⁶ 会社分割(分割会社)及びスピノフの場合、減少資本により基準時価総額を修正する。減少資本の定義は以下の通り。

- ① 分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表しない場合：
減少資本=分割会社の資本の部から減少する予定の資本総額(減少資本金等)
- ② 分割会社が、分割する部門あるいはスピノフ会社の株式の評価額を公表する場合：
減少資本=分割する部門の評価額あるいは、スピノフ会社の株式の評価額×総株式数

組入比率の修正

下記の資本異動によって指数計算用発行済株式数に変更がある場合は、組入株式数が不変となるよう、組入比率を変更する。ただし、株式分割(株式併合)の場合には、資本異動前の組入株数に分割比率(併合比率)を乗じた株数となるように組入株数の変更を行う。

- 株式移転、株式交換、合併¹⁷
- 株主割当
- 新株予約権無償割当
- 公募増資
- 第三者割当増資
- 優先株の転換
- 新株予約権付社債の行使、新株予約権の行使
- 会社分割(承継会社における新株式発行分)
- 自己株式消却
- 割当失権
- 有償減資
- その他調整

¹⁷ 完全子会社(被合併会社)が指数構成銘柄の場合、完全子会社(被合併銘柄)の組入株式数の合計となるよう割当比率(合併比率)を考慮の上、完全親会社(合併会社)の組入比率を変更する。

指数に関するディスクレイマー

- 読売株価指数（読売 333）の知的財産権およびその他一切の権利は株式会社読売新聞東京本社（以下、読売）および野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、NFRC）に帰属します。
- なお、読売およびNFRCは、当指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、指数の利用者およびその関連会社が当指数を用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- 指数の算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、指数の公表を延期または中止することがあります。

本資料に関するディスクレイマー

- 本資料は、お客様への情報提供を目的として、NFRCが作成したものです。
- 本資料に掲載された全ての内容はNFRCの本資料作成時点での判断に基づいており、通知なく変更されることがあります。本資料の内容の一部は、NFRCにおいて信頼性があると判断した様々な入手可能な情報に基づいています。しかし、NFRCはその正確さを保証するものではなく、これらの情報は要約された不完全なものである可能性があります。
- 本資料は特定の証券取引に関する投資勧誘や投資アドバイスを目的としたものでもありません。
- 本資料は、配布されたお客様限りでご使用ください。本資料はNFRCの著作物であり、NFRCの書面による事前の承諾なく、本資料の全部もしくは一部を複製、転送または再配布することはご遠慮ください。